

全国老施協発第 3020 号
令和 2 年 3 月 6 日

厚生労働省

老健局長 大島 一博 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 平 石 朗



高齢者介護施設における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る現状と要望

新型コロナウイルス感染症対策について国民の医療保健福祉を保つ観点から多大なるご尽力をいただき、深謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染の広がりに係る国民の不安が強まってきているところですが、とりわけ高齢者介護施設においては、感染症に対する抵抗力の弱い高齢者が入所・利用されていることから、事態が深刻に受け止められているところであり、国や地方自治体に対する効果的かつ迅速な対応を求める声が日に日に強まってきている状況にあります。

このようなことを受け、本会においては今般会員施設 209 所（本会代議員等）に対して緊急アンケートを行うことにより、新型コロナウイルス感染症をめぐる高齢者介護施設の現場の実情と、国や自治体に対する施策要望を把握いたしました。

その結果は別紙のとおりであり、その主なポイントについては下記のとおりですが、ここに示された現場の生の声について、ぜひ耳を傾けていただき、高齢者介護施設の現場の極めて厳しい実情についてご理解を賜るとともに、入所者・利用者や職員の不安を払拭できるような有効な施策を早急に講じていただくよう心からお願い申し上げます。

記

1. 高齢者介護施設の現場の実情

(1) 感染症対策用必要備品の状況（問 3 関係）

- ・マスク、消毒用アルコール・エタノール等については、感染症が蔓延しない場合であっても 3 割弱の施設で 3 月中に足りなくなるとしており、感染症が発生すればほとんどの施設で 4 月中にはなくなるとしています。
- ・感染症対策用必要備品を他施設に融通可能としている施設はわずかです。

(2) 感染症対策用必要備品の放出（問 4 関係）

- ・感染症対策用必要備品について都道府県等から放出又は放出の予定との連絡があった施設は約 1 割(10.1%)にとどまっています。

(3) 面会制限（問 5 関係）

- ・ほとんどの施設(95.7%)で感染拡大防止の観点から面会制限を行っていますが、看取りの場合だけ面会を認めている施設が約半数(52.5%)となっています。

(4) 併設デイサービスの休止・停止（問 8 関係）

- ・特養などの入所施設が感染拡大防止の観点から併設されているデイサービスを休止・停止しているとしているところはわずか(4.3%)です。

(5) 発熱・微熱のあった職員がいた施設（問 10、問 13 関係）

- ・令和 2 年 2 月以降現在までの間に発熱・微熱のあった職員がいたとする施設が約 1/3(34.5%) あります。
- ・発熱・微熱のあった職員について指示により休んでもらった者は、1 施設あたり平均 1.1 人、職員本人で自主的に休んだ者は 1 施設あたり平均 1.3 人です。

(6) 小学校の休校に伴い休暇を取らなければならない職員（問 24 関係）

- ・2 月 27 日以降小学校の休校に伴い休暇を取らなければならない職員の取り扱いについては、年休処理が約 3 割(29.2%)でしたが、学童保育の利用(13.4%)や施設で預かる場所を提供(6.7%)などで対応（出勤）している施設もあります。

(7) 体調不良の利用者の診断・診察等を断る診療機関・配置医師（問 31、32 関係）

- ・診療機関・配置医師が体調不良の利用者の診断・診察等を断ることがあったとする施設はわずか(1~2%)です。

(8) 情報収集源（問 34 関係）

- ・新型コロナウイルスに関する情報を収集する媒体として、ほとんどの施設で厚労省ホームページ(90.6%)を活用しており、全国老協の発出文書も活用されています(84.9%)。

2. 現状の課題と国・地方自治体に対する要望

(1) 衛生用品の早急な確保と優先的な提供（問 36 の答(1)(2)、問 37 の答(1)(2)関係）

- ・会員施設においては、マスク・アルコール消毒液等の衛生用品が全般的に不足してお

り、入荷状況も見通しが立たないことなどから強い危機感が生じています。

- ・このため地方自治体による備蓄の供出の徹底を含め、衛生用品の高齢者介護施設への優先的な提供をしていただくよう、最重点課題として要望申し上げます。
- ・併せて感染の検査体制の早急な整備もお願いいたします。

(2) 感染者への対応方法など各種の対応方法や基準の明確化

(問 36 の答(3)(4)、問 37 の答(3)(4)関係)

- ・新型コロナウイルス感染症を巡る各種の対応方法については、これまでも数次にわたる通知等でお示しいただいているところですが、現場では実際に感染者が出た場合に適切に対応ができるかどうかについて不安が広がっています。
- ・また対応方法や判断の基準がまだ明確化されていないものもあり、対応に苦慮していることが指摘されています。
- ・このため、これらの対応方法や基準を明確化し、現場にわかりやすい形でお示しいただくようお願いいたします。

(3) 職員の体制への支援 (問 36 の答(5)、問 37 の答(5) (6)関係)

- ・職員が感染した場合や、職員の子供の学校が休校となったために出勤できなくなった場合などにおいて、勤務シフトをどう組んで必要な人員を確保すればよいのか難しいという指摘がでています。
- ・人員基準の弾力化については既に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか)等により示されておりますが、自治体の運用が遅れているなどの指摘もあることから、その徹底を図るようお願いいたします。
- ・また欠勤せざるを得なかった職員に対する給与の補償や、欠勤者の穴を埋めて出勤した出勤者に対する支援策について、実効ある施策のご検討をお願いいたします。
- ・また人員基準ばかりでなく入浴・清拭の回数などの運営基準の弾力化、感染症対策に係る介護報酬等による手当を求める声もありご検討をお願いいたします。

(4) 利用者サービス維持や経営への支援 (問 36 の答(6)、問 37 の答(7)関係)

- ・新型コロナウイルス感染症対策のために、デイサービス・ショートステイなどのサービスを休止することは、地域の利用者の介護ニーズやサービスを考えると困難であるとの声や、休止した場合に経営に悪影響が出ることを懸念する声が出ております。
- ・このため、休止して経営が厳しくなった場合の支援策についてご検討をお願いいたします。

(5) 詳細・正確・迅速な情報の発信（問 36 の答(7)、問 37 の答(8)関係）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報については、適切な情報発信・情報開示がなされないと、不安感や風評被害が発生する危険性があると考えられます。
- ・このため、国や自治体から出される情報については、冷静かつ詳細・正確・迅速なものとなるようお願いいたします。

(6) 現場職員の不安に応える迅速な対策の推進（問 36 の答(8)、問 37 の答(9) (10)関係）

- ・現場職員は、もし入所者・利用者や職員自身が感染した場合どう対応したらよいのか、入所者・利用者に対するサービスを維持できるのかなど大変不安を感じながら毎日の業務に従事しています。しかも終息がいまだ見えていないという中で心身ともに疲弊してきている状況があります。
- ・厚生労働省におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染がこれ以上広がらないよう、そして一日も早く終息をするよう、医療施策との連携の強化を含め、あらゆる対応を講じて万全を期していただくようお願いいたします。

以上